

## 防府市高齢者等ふれあい戸別収集実施要綱

平成28年6月9日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定されたごみ集積場所にごみを排出することが困難なひとり暮らしの高齢者や障害者等が、在宅生活を維持できるよう支援することを目的として行うごみの戸別収集事業（以下「ふれあい戸別収集」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(収集の対象者等)

第2条 ふれあい戸別収集を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 高齢のため又は障害等があるため自ら指定されたごみ集積場所にごみを排出できない者
- (3) ごみの排出につき、親族、近隣住民、ヘルパー等の協力が得られないと認められる者
- (4) ふれあい戸別収集に類する市等が行う他のごみ収集に係る事業が利用できない者
- (5) 次の各号のいずれかに該当する者のみで構成されている世帯にある者
  - (ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けた者で、同項の要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第1号から第5号までに掲げる区分に該当すると認められたもの
  - (イ) 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けた者で、同項の要支援状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第1項第1号又は第2号に掲げる区分に該当すると認められたもの
  - (ウ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当するもの
  - (エ) 療育手帳制度実施要綱（昭和49年福祉第575号）第7条の規定により療育手帳を交付された者で、障害の程度がA判定に該当するもの
  - (オ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第1

23号)第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める障害等級の1級に該当するもの

(カ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の対象となる疾病に罹患している者(以下「難病患者」という。)

(キ) アからカまでに掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者  
(利用の申請)

第3条 ふれあい戸別収集を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、防府市高齢者等ふれあい戸別収集利用申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、申請者の親族、ケアマネジャー、地域包括支援センター職員又は相談支援専門員が代理で行うことができるものとする。  
(調査及び決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、利用の可否を決定するものとする。

2 市長は、利用を承認するときは、防府市高齢者等ふれあい戸別収集利用承認通知書(第2号様式)により、不承認とするときは防府市高齢者等ふれあい戸別収集利用不承認通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(利用料)

第5条 ふれあい戸別収集の利用料は、無料とする。

(収集するごみの種類)

第6条 ふれあい戸別収集において収集するごみは、次に掲げるものとする。

- (1) 燃やせるごみ(可燃ごみ)
- (2) プラスチック製容器包装
- (3) プラスチック製容器包装以外の資源ごみ・危険ごみ
- (4) 燃やせないごみ(不燃ごみ)

2 防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成8年条例第27号)第19条に規定する、粗大ごみ等の市が定期的に収集しないごみについては、ふれあい戸別収集において収集しない。

(収集方法等)

第7条 前条第1項各号に規定するごみの収集回数は、原則として、燃やせるごみ及びプラスチック製容器包装にあつては週1回、プラスチック製容器包装以外の資源ごみ・危険ごみ及び燃やせないごみにあつては月1回とし、収

集日は市長が指定するものとする。

- 2 収集場所は、原則としてふれあい戸別収集を利用する者（以下「利用者」という。）の家の玄関先等とする。ただし、ごみ出しや収集等に支障があると認められる場合は、利用者と協議の上収集場所を決定する。

（ごみの分別）

第8条 利用者は、ごみの分別を適正に行わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により、ごみの分別が適正に行われていない場合は、利用者を指導し、又はごみの分別を適正に行うことができるよう、親族若しくは関係者と協議するものとする。

（連絡及び届出）

第9条 利用者は、予定されたごみの収集日にごみを排出しない場合は、収集日の前日までに市長に申し出なくてはならない。

- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、防府市高齢者等ふれあい戸別収集変更届（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

- （1） 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- （2） 第3条の規定による申請の内容に変更があったとき。
- （3） 第7条に規定する収集方法等について変更があるとき。
- （4） 利用者が長期不在その他の理由により、ふれあい戸別収集の利用を一時停止し、又は再開しようとするとき。

（利用承認の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消すことができるものとする。

- （1） 第2条に規定する要件に該当しないことが明らかとなったとき。
- （2） 虚偽の申請その他不正な手段等によりふれあい戸別収集を利用したとき。
- （3） 前条第2項第4号に規定する届出がないまま、長期不在の状態になったとき。
- （4） この要綱の規定に違反し、改善が見られないとき。
- （5） その他ふれあい戸別収集を実施することが著しく困難であると市長が認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定によりふれあい戸別収集の利用の承認を取り消したときは、防府市高齢者等ふれあい戸別収集利用承認取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（安否確認）

第11条 市長は、安否確認を希望する利用者について、ごみ収集時にごみが搬出されていない場合は、利用者の指定する方法により安否確認を行うものと

する。

2 市長は、前項の規定による安否確認に対し、応答が無い場合又は何らかの異変があると認めた場合は、当該利用者が指定した緊急連絡先に連絡するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

防府市高齢者等ふれあい戸別収集利用申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

（申請者）住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 電話番号・ファックス \_\_\_\_\_  
 （提出者）氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_  
 申請者との関係： \_\_\_\_\_

防府市高齢者等ふれあい戸別収集を利用したいので、次のとおり申請します。

申請者	氏名		生年月日	
	状況	<input type="checkbox"/> 要介護 1・2・3・4・5 <input type="checkbox"/> 要支援 1・2 <input type="checkbox"/> 身体障害 1級・2級 <input type="checkbox"/> 療育A <input type="checkbox"/> 精神障害1級 <input type="checkbox"/> 難病（※1） <input type="checkbox"/> その他（                      ）		
同居者	氏名		生年月日	
	状況	<input type="checkbox"/> 要介護 1・2・3・4・5 <input type="checkbox"/> 要支援 1・2 <input type="checkbox"/> 身体障害 1級・2級 <input type="checkbox"/> 療育A <input type="checkbox"/> 精神障害1級 <input type="checkbox"/> 難病（※1） <input type="checkbox"/> その他（                      ）		
同居者	氏名		生年月日	
	状況	<input type="checkbox"/> 要介護 1・2・3・4・5 <input type="checkbox"/> 要支援 1・2 <input type="checkbox"/> 身体障害 1級・2級 <input type="checkbox"/> 療育A <input type="checkbox"/> 精神障害1級 <input type="checkbox"/> 難病（※1） <input type="checkbox"/> その他（                      ）		
ごみが出ていない場合の安否確認			<input type="checkbox"/> 希望する（方法：                      ） <input type="checkbox"/> 希望しない	
緊急 連絡先 1 （※2）	住 所			
	氏 名	申請者との関係（                      ）		
	連絡先①	（              ）	—	（自宅・携帯・勤務先・ファックス）
	連絡先②	（              ）	—	（自宅・携帯・勤務先・ファックス）
緊急 連絡先 （※2）	住 所			
	氏 名	申請者との関係（                      ）		
	連絡先①	（              ）	—	（自宅・携帯・勤務先・ファックス）
	連絡先②	（              ）	—	（自宅・携帯・勤務先・ファックス）

（※1）対象疾病に罹患していることが確認できる書類（例：特定疾患医療受給者証等）の写しを添付してください。

（※2）安否確認を行う際の緊急連絡先となります。申請者の状況に詳しく、平日の昼間に対応できる方を優先して、記入してください（ケアマネジャー等も可能です）。（裏面に続く）

(裏面)

現在のごみの排出方法 本人・同居者・親族・近隣住民・ホームヘルパー・その他 ( )
現在のごみの排出方法を継続できない理由 ( )
専門員所見欄 氏名 ( ) 連絡先 ( ) 事業所名 ( ) <input type="checkbox"/> ケアマネジャー <input type="checkbox"/> 相談支援専門員 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター職員 <input type="checkbox"/> 福祉事務所職員 ①本人又は同居者がごみ出しを行うことについての所見 ( ) ②世帯の状況や親族、近隣住民等の関与についての所見 ( ) ③本人、同居者、親族又は近隣住民等により、集積場所まで出せない ごみの種類 <input type="checkbox"/> 可燃ごみ <input type="checkbox"/> プラスチック製容器包装 <input type="checkbox"/> 資源・危険ごみ <input type="checkbox"/> 不燃ごみ (理由: ) ④将来的にごみ出しが出来るようになる可能性の有無 ・本人、同居者の能力 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 現時点で不明 ( ) ・親族、近隣住民による支援 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 現時点で不明 ( )

# 同意書

私は高齢者等ふれあい戸別収集を利用するにあたり、次の事項に同意します。

- 1 本申請の利用決定に係る審査及びごみの収集を実施する上で必要があるときは、私の世帯員等の個人情報について市が調査し、又は関係機関等に対し照会することを承諾します。
- 2 安否確認を希望した場合においても、その実施方法、判断及び結果に関し、市の責任を問いません。
- 3 ごみの収集時に利用者に緊急事態が発生しており、安否確認のために必要があると職員が判断したときは、職員が住居内へ許可無く立ち入ることを認め、その際にやむを得ず住居等の一部に破損等が生じた場合であっても、修復等の責任を問いません。
- 4 緊急時に必要と判断した場合、住居内の物を使用することを承諾します。

年 月 日

申請者氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

代筆者氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

第 号  
年 月 日

様

防府市長



防府市高齢者等ふれあい戸別収集利用承認通知書

年 月 日付で申請のあった防府市高齢者等ふれあい戸別収集について、次のとおり利用承認しましたので通知します。

収集する ごみの種類	<input type="checkbox"/> 燃やせるごみ <input type="checkbox"/> プラスチック製容器包装 <input type="checkbox"/> 資源ごみ・危険ごみ <input type="checkbox"/> 不燃ごみ	
利用者	住所	防府市
	氏名	
収集開始日	年 月 日（ ）から	
特記事項		

注意事項

- ①収集日にごみを出さない場合は、必ず前日までにクリーンセンターに連絡してください。
- ②申請内容や収集方法等に変更がある場合、速やかに防府市高齢者等ふれあい戸別収集変更届を提出してください。
- ③入院等による長期不在や虚偽の申込み等、収集中止事項に該当する場合は、ふれあい戸別収集を中止することがあります。



第3号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

防府市長



防府市高齢者等ふれあい戸別収集利用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市高齢者等ふれあい戸別収集の利用について、下記の理由により利用不承認となりましたので通知します。

不承認の理由	
--------	--

第4号様式(第9条関係)

防府市高齢者等ふれあい戸別収集変更届

年 月 日

(宛先) 防府市長

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号・ファックス \_\_\_\_\_

(提出者) 氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

利用者との関係: \_\_\_\_\_

防府市高齢者等ふれあい戸別収集実施要綱第9条の規定により下記のとおり届け出ます。


記

利 用 者	
変 更 の 種 類	<input type="checkbox"/> 申請内容の変更 <input type="checkbox"/> 収集方法等の変更 <input type="checkbox"/> 利用の(一時停止・再開・中止) ( 年 月 日から ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
変更の内容・理由	

第5号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

防府市長 

防府市高齢者等ふれあい戸別収集利用承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で利用承認した防府市高齢者等  
ふれあい戸別収集について、下記の理由により承認を取り消したので通知し  
ます。

利 用 者	住 所	防府市
	氏 名	
取 消 理 由		
取 消 年 月 日	年 月 日 ( ) から	